

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年5月29日 ()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	塩谷町 (09384)
地域名 (地域内農業集落名)	玉生地区2 (喜多・道下)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	99.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	90.0 ha
② 田の面積	91.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.2 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	14.2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	12.3 ha
(備考) ⑤について、当地区内において今後担い手等が引き受ける意向のある耕作面積の合計は3ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区では、認定農業者13名が耕作しているが、中心となる担い手が少なく、他の地域から担い手が進出してくること多い地域である。今後地区の担い手等が引き受ける意向のある耕作面積は3haであり、後継者がいない耕作面積は12haとなっており高齢化も進んでおり、新たな農地の受け手の確保が必要。 現状の集積率は約51%であり、今後自作農業者が離農する際は、地区外の担い手や拡大希望者への集積・集約を図る。また、将来的には隣接する地区に統合したうえで担い手を育成していくことも検討すべきである。 課題等については下記のとおり。 ・圃場整備が進んでおり、耕作がしやすい ・水が豊富。 ・道下地区は獣害が出始めている。 ・地元農業者は兼業農家が多く、後継者もいないので、地域外の担い手が多く耕作している。</p> <p>【地域の基礎的データ】 農業者:40人、中心経営体:2経営体、担い手集積率:51.0%(うち地区内経営体率:2.9%)</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>・今後も引き続き水稻を中心に作付けをおこなっていき、農地の集約化や作業の効率化を図り、所得が得られる農業経営を目指していく。 ・きれいな水を活用したブランド米を検討していく。 ・スマート農業を推進し、農業のイメージアップで後継者を確保していく。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<p>・今後、農地貸借は農地バンクを通じた手続きに一本化されることから、順次農地バンクへの貸付けに切り替えていくが、目標地図を参考に担い手への農地集積・集約化を基本としつつし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。</p>			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	51.0	%	将来の目標とする集積率
			53.4 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<p>・農地集約化に伴い団地面積の拡大を目指すこととする。(令和12年度)</p>			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・作業効率を重視し集約化を進める。 ・町独自のマッチングシステムを構築していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地バンクに貸し付ける際は、目標地図を参考に調整するなど関係機関(農業委員・推進委員)の情報共有を図る。
(3)基盤整備事業への取組
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・町やJAと連携し、農作業の人材派遣組織を作り、総合的な相談窓口と人材を確保する。 ・隣接エリアとの連携により担い手を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・地域内での耕作者を確保していくため、集落営農組織を設立し、共同作業に取り組んでいく。 ・農業公社の設立などで農業用機械のレンタルなどの支援に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ、シカによる被害がはじめており、防止柵を設置するとともに管理体制を構築していく。
- ⑦耕作者だけでなく、土地の所有者も一体となって農地の保全管理に取り組んでいく。
- ⑦多面的機能支払交付金(道下地区)を活用し、地域での圃場管理を行っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稲、麦、そば	0.3 ha	ha	水稲、麦、そば	0.3 ha	ha	9	
認農		水稲、トマト	0.4 ha	ha	水稲、トマト	0.4 ha	ha	11	
認農		水稲、麦、大豆	2.0 ha	ha	水稲、麦、大豆	2.0 ha	ha	12	
認農		水稲、飼料作物、畜産	2.7 ha	ha	水稲、飼料作物、畜産	2.7 ha	ha	19	
認農		水稲	1.5 ha	ha	水稲	1.5 ha	ha	21	地区内
認農		水稲	0.7 ha	ha	水稲	0.7 ha	ha	35	
認農		水稲、麦	0.3 ha	ha	水稲、麦	0.3 ha	ha	69	
認農		水稲、麦、大豆、そば	29.0 ha	ha	水稲、麦、大豆、そば	29.0 ha	ha	76	
認農		水稲	0.4 ha	ha	水稲	0.5 ha	ha	81	
認農		水稲	6.4 ha	ha	水稲、麦、大豆	6.4 ha	ha	83	
認農		水稲	2.8 ha	ha	水稲	2.8 ha	ha	84	
認農		水稲、野菜	3.6 ha	ha	水稲、野菜	4.7 ha	ha	95	
認農		WCS、飼料作物、麦、大豆	0.4 ha	ha	WCS、飼料作物、麦、大豆	0.9 ha	ha	113	
利用者		水稲	0.7 ha	ha	水稲	0.7 ha	ha	126	
計	14経営体		51.2 ha	0 ha		52.9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。